

「テブフロキン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

テブフロキン（農薬）

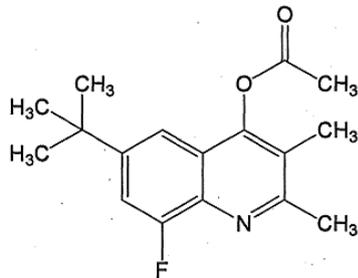
テブフロキン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 22 年 3 月 8 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ 平成 22 年 6 月 18 日付けで厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成 24 年 3 月 1 日付けで評価結果が通知されたところであるが、魚介類についての評価がなされていなかったため、評価依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブフロキン (Tebufloquin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ミトコンドリア電子伝達系を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	今回、魚介類への基準値設定要請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 22 年 6 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 3 月 1 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.041 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議